（様式２）

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第２項及び地方公営企業法施行令（昭和27年９月３日政令第403号）第21条の13第１項第５号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10月 20日

横浜市交通事業管理者
交通局長　三村　庄一

１　契約の概要
中山駅空調用ターボ冷凍機緊急修繕工事
・ターボ冷凍機漏水修繕

２　履行（納品）場所
緑区中山一丁目4番B1号

３　契約日
令和８年10月８日

４　履行日又は履行期間
令和8年12月11日まで

５　契約金額
￥1,925,000(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥175,000)

６　契約の相手方（名称及び所在）
株式会社光電社
横浜市中区富士見町３－７

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
ターボ冷凍機の水室ケースが腐食により漏水を起こしており、駅ホーム内の空調維持に支障をきたしている状態でした。この状態では、乗客がホーム上で体調不良を起こしてしまう可能性があったため、随意契約により対応いたしました。

８　契約の相手方の選定理由
当該空調設備に係る年間保守点検委託及び年間概算修理委託の受託業者であり、継続的な維持管理を通じて設備の状態を的確に把握しています。また、当該設備に対応可能な施工体制及び技術的知見を有していることから、上記事業者を契約の相手方としました。

９　所管課
交通局工務部建築課